

# 民事信託における信託内借入に対する 相続税法上の取扱いについて

齋藤 孝一

## はじめに

認知症高齢者は平成 24 年に 305 万人におよび、65 歳以上の高齢者のうち 10 人に 1 人は認知症という時代となった<sup>1</sup>。親が認知症になると、通常、意思能力を欠く状況となることから法律行為が無効となり、財産が凍結し、介護費用や財産の維持管理のための費用を子ども世代が負担しなければならないことが懸念される。そこで、平成 19 年に施行された新信託法<sup>2</sup>に基づく民事信託の活用が注目されている。さらに、信託の意思凍結機能<sup>3</sup>を利用し、親の意思を引き継いで、その財産を不動産投資などの積極運用に充てることもできる<sup>4</sup>。そのようなニーズに対応するため、一部の信託銀行、地方銀行、信用金庫において<sup>5</sup>、「信託口」と呼ばれる信託専用の受託者名義の預金口座の開設が行われはじめた<sup>6</sup>。特に、城南信用金庫では、信託財産として不動産を受託者に移転させた後、受託者に対して行う融資のほか、既存ローンを信託財産への融資に承継させることもできるとしている<sup>7</sup>。不動産である信託財産を運用するためには信託内借入（「信託財産責任負担債務<sup>8</sup>」に該当する債務をいう。以下同じ。）が必要となる場合が多い<sup>9</sup>。

ところで、信託内借入の債務控除について、「被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの」や「確実に認められる債務」でないとして相続税法 13 条及び 14 条の債務控除ができない場合があるとの実務書の指摘が散見される<sup>10</sup>。そこで、信託内借入について、信託法並びに相

1 厚生労働省 老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室「認知症施策の現状 資料 4」20 頁（平成 26 年 12 月 19 日）。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000069443.pdf>。

2 信託法 平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号。

3 「信託設定当時における委託者の意思を、委託者の意思能力や喪失や死亡という主観的事項の変化に抗して、長期間にわたって維持するという機能」新井 誠『信託法』86 頁（有斐閣、4 版、2014）。

4 認知症等により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、成年後見人制度（民法 7 条）を利用することもできるが、成年後見制度の目的は「成年被後見人の財産の保護」にあり、成年被後見人の利益になることしかできないので、建築請負契約の締結等はできない。

5 三井住友信託銀行、広島銀行、琉球銀行、常陽銀行、西武信用金庫、城南信用金庫等が民事信託向けのサービスを行っている。

6 有価証券の信託口座については、共和証券、日産証券に続いて最近、野村証券も信託口を開設した。従来有価証券の信託は、一旦売却して信託口座預金にするしかない現状であった。

7 新井 誠 編『信託フォーラム Vol. 7』17 頁（日本加除出版、2017）。

8 受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう（信託法 2⑨）。

9 新信託法 26 条は、受託者が借入権限を有することを明確した条文である（能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー（4）』76 頁〔沖野眞己発言〕（有斐閣、2016））。

10 笹島修平『3 訂版 信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ』292 頁（大蔵財務協会、2015）。そこ

続税法 9 条の 2 及び相続税法 13 条・14 条との関連を明確にし、そのような指摘の論拠を明らかにすることが本稿の目的である。

## 第 1. 信託法上の信託内借入の位置づけ

高齢な親の財産管理を目的とする場合には、遺言代用信託が利用される。「他人に財産を信託して、委託者自身を自己生存中の受益者とし、自己の子や配偶者を『死亡後受益者』とすることによって、自己の死亡後における財産分配を達成しようとするものであり、生前行為をもって自己の死亡後の財産承継を図る死因贈与と類似する機能を有するもの<sup>11)</sup>」である。この場合に想定される信託内借入は、以下の 2 種類に大別される。

〈事例 1〉（従前の債務を信託財産責任負担債務とした場合）

委託者兼受益者（親）が、土地及び従前に借入れにより取得したアパートを受託（長男）に信託し、その借入れを信託財産責任負担債務と定め、受託者が当該債務の債務引受けをした場合

〈事例 2〉（受託者が信託財産責任負担債務となる債務を新たに借入れした場合）

委託者兼受益者（親）が土地を受託者（長男）に信託し、受託者（長男）がその土地を担保に供したうえで、新たに受託者（長男）として借入れを行い、アパートを建設する場合

〈事例 1〉においては、債務引受けの手続は、債権者の同意があれば、免責的債務引受け<sup>12)</sup>の効果が生じ、債権者の同意が無ければ、併存的債務引受け<sup>13)</sup>の効果が生ずる<sup>14)</sup>。なお委託者兼受益者が、従前に借入れにより取得した収益不動産を信託し、借入を「信託財産責任負担債務」とは定めず、受益権に基づき給付された利益から委託者兼受益者が自ら返済する場合は、信託内借入には該当しない。

〈事例 2〉においては、「信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利」（信託法 21④五）であって「信託財産責任負担債務」とされ、原則として受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負うことになる。

### 1. 信託財産責任負担債務

平成 19 年信託法改正により、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務として新たに「信託財産責任負担債務」が定められた（信託法 2⑨）。信託法 21 条 1 項で、

---

には、「信託財産をもって弁済することができないと見込まれる時、弁済できないことになった借入金を新たに受益者になった者が負担することが明確になっていないと債務控除することが認められないリスクがあります。」と記述されている。

11 法務省民事局参事官室『信託法改正要綱試案 補足説明』168 頁。

12 債務者が免責され引受人のみが債務を負うもの。法務省『民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（10）』2 頁。

13 債務者と引受人とが併存して債務を負うもので重疊的債務引受ともいう。法務省・前掲注（12）2 頁。

14 新井 誠『コンメンタール信託法』79 頁（ぎょうせい、2008）。

信託財産責任負担債務の範囲が、受益債権に係る債務（同項1号）、信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利に係る債務（同項2号）、信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるものに係る債務（同項3号）、受益権取得請求権に係る債務（同項4号）、信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利に係る債務（同項5号）、受託者が信託財産のためにした権限違反行為のうち取り消すことのできないものによって生じた権利（行為の相手方が、その行為が信託財産のためになされたものであることを知らなかった一定の場合を除く）及び受託者が信託財産のためにした権限違反行為のうち取り消すことのできるものであって取り消されないものによって生じた権利に係る債務（同項6号）利益相反行為の制限の規定に違反した受託者と第三者との間の行為によって生じた権利に係る債務（同項7号）、受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利に係る債務（同項8号）、上記5号から8号のほか信託事務の処理について生じた権利に係る債務（同項9号）として定められた。

〈事例1〉に係る信託内借入は上記3号債務に該当し、〈事例2〉に係る信託内借入は上記5号債務に該当する。

## 2. 受託者の履行責任

信託法21条2項では、信託財産責任債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うとされている。すなわち、受益債権に係る債務（同項1号）、限定責任信託<sup>15</sup>における信託債権（受益債権を除く）に係る債務（同項2号）、上記1号及び2号のほか、信託法の規定（75⑥・76②・83②）により信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権に係る債務（同項3号）、信託債権を有する者との間で信託財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権に係る債務（同項4号）である。したがって、受託者が信託目的に従い信託内借入を行った上記以外の債務は、信託財産だけでなく受託者の固有財産も責任財産になる<sup>16</sup>。

## 3. 受託者の補償請求権

旧信託法36条2項は、「受託者ハ受益者ニ対シ前項（筆者注：受託者が負担した費用）ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得」として受託者は、信託事務の処理に関する費用について、受益者に対し補償を請求することができるとしていた<sup>17</sup>。

15 限定責任信託とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいう（信託法2条12号）。

16 「信託に関して受託者と取引を行った第三者に対する受託者の責任は、限定責任信託を除いて解釈論としては、受託者が無限責任を負うこととなると解されている。すなわち負債が信託財産を引き当てにするのみでは返済が不可能であるときには、第三者は受託者の固有財産に対しても執行することができる」と考えられる。（新井・前掲注（3）321頁）。

17 「旧信託法が受託者に対して補償請求権を付与した背景には旧信託法が同時に受託者に対しての対外的な無限責任を認めていた事実が存在する」新井・前掲注（3）322頁。なお、旧信託法19条・新信託法100条に規定する受託者の有限責任の規定は、受託者と受益者との関係であって、「受託者と信託外第三者との関係には効力は及ばない」（新井・前掲注（3）321頁）とされている。

しかし、新信託法では、「受託者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合には、信託財産から当該費用等の償還を受けることができる」（信託法48①）と規定し、償還を請求できる対象を信託財産に限定し受益者への補償の請求を認めていない。これは、受益者は必ずしも信託行為の当事者であるとは限らないことから、信託行為の責任を受益者に負わすことは不合理であるからであろう。ただし、民法650条1項の規定<sup>18</sup>に準じ、受託者が個別に受益者と合意をした場合に限り、当該受益者に対して費用等を請求できることとした<sup>19,20</sup>（信託法48⑤）。

#### 4. 信託の終了時における信託財産及び信託内借入の信託法上の取扱い

信託行為において定めた事由が生じたとき（信託法163⑨）等の理由により、信託の終了事由が発生した場合に信託は終了する（信託法163～166）。そして、信託は当該信託が終了した場合には、清算の開始原因となり清算手続に入る（信託法175）も、清算手続が終了するまではなお存続するものとみなすとされている（信託法176）。

清算受託者は、信託に係る債権債務を清算し、信託が終了した時は、残余財産を残余財産受益者又は帰属権利者（以下、「残余財産受益者等」という）に対して給付する（信託法177条）。さらに、清算受託者は債務を弁済した後でなければ、残余財産を残余財産受益者等に給付することはできないと規定されている（信託法181）。

清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の権限を有すると規定されているが、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるとされている（信託法178①）。かかる規定は、「まさに残余財産の給付に関して現物での交付を定めている場合と考えられ<sup>21</sup>」る。したがって、「清算受託者は、清算終了に当たり信託財産と信託内借入を相殺することなく、当該財産及び当該債務を残余財産受益者等に給付する」との信託行為に別段の定めを行えば、相殺することなく残余財産受益者等に債権債務を引き継ぐことが可能である。

## 第2. 相続税法における信託税制と信託内債務の取扱い

### 1. 信託に関する権利に対する相続税法の取扱い—相続税法9条の2—

相続税法9条の2（贈与又は遺贈により取得したとみなす信託に関する権利）は、適正な対価を負担せずに信託に関する権利を取得した受益者等（「受益者及び特定委託者をいう」以下同じ）となる者に対する課税関係を規定している。

相続税法9条の2の各項は次のような構成となっている。新たに信託の効力が発生した場合（同条1項）、受益者等の存する信託について新たな受益者等が存するに至った場合（同条2項）、受益者等の存する信託について当該信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において残存受益者に権利の移転があった場合（同条3項）、受益者等の存する信託が終了した場合（同条4項）、特定委託者の意義（信託の変更をする権限を現に有し、かつ受益者ではないにも拘わらず当該信託財産の給付を受けることとされている者をいう）（同条5項）、第1項から第3項に

18 受任者の委任者に対する費用償還請求権（民法650①）。

19 新井・前掲注（3）327頁。

20 「受益者に対する償還請求権は、個別の受益者との合意によってのみ発生するものである（寺本振透編集代表『解説 新信託法』106頁〔弘文堂、2007〕）。

21 能見・前掲注（9）75頁〔沖野眞己発言〕。

該当する場合に限り、信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして相続税法の規定を適用する（同条6項）旨を明らかにしている。

## 2. 問題の所在—相続税法9条の2の解釈を巡って—

問題の所在は、相続税法9条の2第4項の「信託の受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該信託に関する権利に相当するものを除く）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了する場合には、遺贈）により取得したものとみなす」という規定ぶりにある<sup>22</sup>。

文言通り解釈すると、信託内借入は信託財産の換価処分により返済され、その残余財産が帰属権利者に交付される。これにより、財産と債務の両建てによる信託内借入の債務控除ができないという問題、又は信託財産を財産評価基本通達により評価することによって、信託財産≦信託内借入の場合はゼロ評価になるという問題が惹起される。しかしながら、信託の終了にあたり、終了時の信託財産・債務を現物のまま交付するという約定になっている場合には、最終段階での換価の問題は出てこない<sup>23</sup>のであり、相続税法9条の2第4項は、現実の実務信託に対応できていないといえよう。

さらに、相続税法9条の2第6項において、「信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び債務を取得し、又は承継したものとみなして、相続税法の規定を適用する」とあるが、本項が適用される場合にあっても債務が「確実な債務」であるためには、受託者が個別に受益者と合意をした場合に限り、当該受益者に対して費用等を請求できる別段の定めが必要になるといえよう。

ところで、昭和61年7月9日、国税庁より「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」という通達が発遣された<sup>24</sup>。この通達により、土地信託に係

22 相続税法9条の2第4項は、信託の終了を定めた信託法163条1項「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成できなくなったとき」又は9項「信託行為において定めた事由が生じたとき」の規定、委託者及び受益者の合意等（信託法164）の規定等により信託が終了した場合には、清算しなければならず（信託法175）、信託が終了した時以後の受託者（清算受託者）は、①現務の結了、②信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、③受益債権に係る債務の弁済、④残余財産の給付の職務を行う（信託法177各号）、また清算受託者は債務を弁済した後でなければ、残余財産を残余財産受益者等に給付することはできない（信託法181条）との信託法の原則的规定を継受して、立法化されたものと思料される。したがって信託内借入が弁済された後の残余財産を想定しているものと思われる。「清算では、信託財産と信託の債務との差し引きが最低ゼロで、通常はプラスのことが想定されている。そうでないとすれば、清算ではなく破産のほうにいくべきである」〔藤田友敬発言〕（能見・前掲注（9）64頁）。

23 能見・前掲注（9）65頁〔道垣内弘人発言〕。

24 この取扱通達は、当時の信託銀行において商品化されていた土地信託を対象として当面の課税の取扱いを定めたものであった。国税庁「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/860709/00.htm>。

る信託財産に帰属する債務がある場合には、信託受益権を取得した者の相続税の課税価格の計算上、相続税法 13 条及び 14 条の規定を適用するとされ、信託財産に帰属する債務とは、その信託財産の取得、管理、運用又は処分に関して受託者が負担した債務及び受益者が支払うべき一定の信託報酬をいうこととし、信託財産に帰属する債務が同法 14 条 1 項の「確実と認められるもの」であるかどうかは、その信託受益権を相続又は遺贈により取得した時の現況によって判定するとされていた。

なお、平成 19 年税制改正により、相続税法 9 条の 2 第 6 項が新設されたことによってこの土地信託に対する取扱いが土地以外の資産にも拡充されることとなり、信託に関する権利又は利益と信託財産との関係の明確化が図られた<sup>25</sup>とされ、この通達は新信託法の施行の日をもって廃止されたが、前述のとおり、この通達が適用されていた当時の旧信託法 36 条 2 項においては、受託者は受益者に対する補償請求が認められており、それにより受益者には旧信託法 36 条を介した無限責任<sup>26</sup>があり、信託財産に帰属する債務を債務控除することについて特段の疑義はなかったのである。

### おわりに—社会インフラとしての民事信託の普及へ—

新信託法は、商事信託も民事信託も包含する形で施行された。ここで問題とした受益者等課税信託についても非常に多様な信託設計が推測される。高齢な親の財産管理のための民事信託は、親が認知症による意思能力が喪失された際にも、子どもがその親の意思を引き継ぎ、親が健在の時と同様に財産を維持管理することが目的である。親が認知症になったがために、財産の管理に支障がでることや、子どもの税負担が重くなることは、避けなくてはならない。すなわち、委託者兼受益者である親がその財産を固有の財産として所有していた時と、同様の税負担であることが望まれる。

#### 〈信託内借入の債務控除問題〉

現行の相続税法においても、信託法 48 条 5 項の受託者と受益者との個別の補償合意があれば、その合意に基づく受託者の受益者に対する求償権に基づく債務は、被相続人の確実な債務として、債務控除を受けることができるのである。また、信託の終了の際に、信託財産を現状有姿で帰属権利者に交付をするという信託行為の別段の定めをしておく（信託法 178 条但書）ことにより清算手続をすることなく、信託財産と信託内借入をそのまま帰属権利者に承継することが可能となる。

以上のことから、遊休土地を有する父親が、認知症になる前に委託者兼受益者として、当該土地を受託者である長男に信託し、長男が受託者として信託内借入を行い、賃貸建物を建築し当該賃貸建物から生じる収益を父親の生活費として給付し、認知症で施設に入居した場合には介護費用等に充当し、委託者兼受益者である父親の死亡を以って信託を終了した場合に、債権者との合意の上で信託財産である貸家建付地と当該賃借人の入居付賃貸建物及び信託内借入を長男が帰属権利者として承継するという別段の定めをしておくことで長男は当該資産及び負債を遺贈により取得することになる。この場合には、上記信託法上の信託行為として別段の定めをしておくことで土地建物は相続税評価、信託内借入は確実な債務として債務控除が可能となろう。

25 青木孝徳ほか編『改正税法のすべて』477 頁（財団法人大蔵財務協会、2007）。

26 能見善久『現代信託法』196 頁（有斐閣、2004）。

〈信託法・相続税法と相続法遺留分の問題〉

残された課題として、信託法と相続法遺留分との議論がある。相続税法第1章総則第3節信託の特例において、「贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利」等が相続税法9条の2から9条の6まで規定されているが、「みなし」の意義は、受託者名義の信託財産が、信託の効力の発生により、適正な対価を負担せずに「信託に関する権利等」の移動が、受託者から新たな受益者に行われるからである。信託財産の名義は委託者ではないので、相続財産ではないけれども、相続財産とみなして課税するというのであれば、相続税法3条と同様に「信託に関する権利」の贈与又は遺贈は、詐害信託でない限り、原則として遺留分計算からは除外すべきであると思料される<sup>27</sup>。しかしながら、学説上の定説や確立された判例はなく、信託法の解釈、相続法との関係をどのように整理するかは今後の課題である<sup>28,29</sup>。民法（相続法）の改正動向に注目したい。

〈不動産所得に係る信託損失規制の問題〉

租税特別措置法41条の4の2第1項は、信託した不動産から生じた損失がある場合にはその損失はなかったものとされ、翌年分への繰り越しもできないとする規定である。信託に組み入れなかった不動産から生じる所得と相殺ができないという問題が生じている。親の財産管理を目的とする民事信託においては当該規定の適用から除外すべきであろう。

〈委託者の承継を定めない信託の終了時の登録免許税の問題〉

登録免許税をめぐる実務上の問題もある。平成29年6月22日東京国税局審理課課長回答「信託契約の終了に伴い受益者が受ける所有権の移転登記に係る登録免許税法7条2項の適用関係について<sup>30</sup>」の問題点である。

登録免許税法7条2項（以下、A、B、Cの符号はいずれも筆者）は、信託の信託財産を受託者Bから受益者Cに移す場合（筆者注：信託を終了する場合）であって、かつ、当該信託の効力が生じた時（筆者注：信託契約をした時）から引き続き委託者Aのみが信託財産の元本の受益者である場合（筆者注：自益信託である場合）において、当該受益者Cが当該信託の当該信託の効力が生じた時における委託者Aの相続人であるときは、当該信託による財産権の移転の登記は、相続による財産権の登記とみなして、登録免許税は1000分4の特則を適用するとされている。

ところで、民事信託の組成に当たり実務的には、委託者が死亡した場合、委託者の地位は承継されずに消滅する旨の別段の定めをしている民事信託が一般的である。そのような信託が信託

27 遺贈により取得したものとみなす受取人固有財産である「死亡生命保険金」（最判昭40・2・2民集19巻1号1頁）と遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利との違いはないと思われる。双方とも被相続人が取得者を定め、高齢者の場合の一時払保険料と死亡保険金はほぼ等価であり、信託財産と受益権もほぼ等価であるからである。

28 監修 平川忠雄 編者 遠藤英嗣外『民事信託実務ハンドブック』472頁（日本法令、2016）。「信託法の解釈、民法との交錯の研究はまだ緒についたばかりなのである」（同、172頁）。

29 信託法の立法担当者は、信託財産は、本人の手から離れ相続財産には含まれないが、信託は遺贈の規定が類推適用されるとして遺留分の問題が生じてとしている（寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法』42頁（商事法務、2007））。

30 [https://www.nta.go.jp/Tokyo/shiraberu/bunshokai\\_to/sonota/03/besshi.htm](https://www.nta.go.jp/Tokyo/shiraberu/bunshokai_to/sonota/03/besshi.htm)。

行為において定めた事由により終了する場合、受託者から委託者の相続人である受益者（例えば養子縁組をしていた孫）に信託財産を移す場合に、東京国税局審理課課長回答は、委託者の承継が前提となっている回答となっているがゆえに、当初委託者の死亡後に委託者を設けない信託の終了により、相続人に信託財産の所有権が移転した場合には、登録免許税の1000分の4の特例が適用できず1000分の20となる旨の回答となっている。しかしながら、委託者が不存在による信託の終了により受託者から受託者たる相続人への信託財産の所有権の移転は、遺贈による移転とみなして、相続人への遺贈登記として1000分の4の特例を適用すべきであろう。本回答も実務と乖離したものとなっている。